

# 府中市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

令和4年3月29日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この細則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、法及び規則において使用する用語の例による。

(認定申請書に添付する書類)

第3条 規則第1条の2の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証等とする。

(認定申請の取下げ)

第4条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の申請（以下これらを「申請」という。）をした者は、市長が法第5条の4の認定（法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）をする前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第1号様式）により市長に届け出なければならない。

(不認定通知)

第5条 市長は、申請に係る管理計画が法第5条の4に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同条の認定をしないものとし、不認定通知書（第2号様式）により申請をした者に通知するものとする。

(改善命令)

第6条 法第5条の9の規定による命令は、措置命令書（第3号様式）により行うものとする。

(認定管理計画に基づく管理の取りやめ)

第7条 法第5条の10第1項第2号の申出をしようとする認定管理者等は、取りやめ届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(認定の取消しの通知)

第8条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書（第5号様式）により行うものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条）

取 下 げ 届

年 月 日

府中市長

申請者 住所  
氏名  
電話 — —

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

府中市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第4条の規定に基づき、次のとおり申請の取下げを届け出ます。

管理計画の（認定・更新・変更） 申 請 年 月 日	年 月 日
申請に係るマンションの名称	
申請に係るマンションの所在地	
取 下 げ の 理 由	

様

府中市長



不 認 定 通 知 書

次の申請について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4（同法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定をしないこととしたので通知します。

管理計画の（認定・更新・変更） 申 請 年 月 日	年 月 日
申請に係るマンションの名称	
申請に係るマンションの所在地	
不 認 定 の 理 由	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として（訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1か2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、1か2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

府中市長



措 置 命 令 書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定に基づき、次のとおり改善に必要な措置を命じます。

管理計画の認定コード	
管理計画の認定年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
命令に係る措置の内容	
措置の期限	
措置を命ずる理由	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として（訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1か2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、1か2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第7条）

取 り や め 届

年 月 日

府中市長

申請者 住所  
氏名  
電話 — —

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

管理計画に基づくマンションの管理を取りやめたいので、府中市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

管理計画の認定コード	
管理計画の認定年月日	年 月 日
マンションの名称	
マンションの所在地	
取りやめの理由	

様

府中市長



認 定 取 消 通 知 書

次の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定に基づき認定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

管 理 計 画 の 認 定 コ ー ド	
管 理 計 画 の 認 定 年 月 日	年 月 日
マ ン シ ョ ン の 名 称	
マ ン シ ョ ン の 所 在 地	
取 消 し の 理 由	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、府中市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、府中市を被告として（訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1か2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、1か2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。